

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年8月25日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第63号

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

児童福祉法施行細則（昭和31年岩手県規則第84号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(児童福祉司の数)</p> <p>第2条の2の2 法第13条第2項の児童福祉司の数は、各年度において、次の各号に掲げる業務を行う児童福祉司の数として当該各号に掲げる数を合計した数以上の数とする。</p> <p>(1) 次号及び第3号に掲げる業務以外の業務 ア及びイに掲げる数を合計した数</p> <p>ア [略]</p> <p>イ 福祉総合相談センター又は各児童相談所につき、(ア)に掲げる件数から(イ)に掲げる件数を控除して得た件数（その件数が零を下回るときは、零とする。）を40で除して得た数（その数に1に満たない端数があるときは、これを1に切り上げる。）を合計した数</p> <p>(ア) [略]</p> <p>(イ) 当該年度の前々年度において政令第3条第1項第1号ロ(2)の<u>厚生労働省令</u>で定める数に当該福祉総合相談センター又は児童相談所の管轄区域における人口を乗じて得た件数</p> <p>(2)・(3) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>(書類の経由)</p> <p>第28条 児童福祉施設の設置者又はその施設の長が、法令により、知事又は<u>厚生労働大臣</u>に提出する書類は、特別の定めがある場合を除くほか、当該児童福祉施設が、町村に所在する場合にあっては<u>町村長</u>、<u>所管する局長及び知事</u>を、市に所在する場合にあっては<u>市長及び知事</u>をそれぞれ<u>経由するもの</u>とする。</p>	<p>(児童福祉司の数)</p> <p>第2条の2の2 法第13条第2項の児童福祉司の数は、各年度において、次の各号に掲げる業務を行う児童福祉司の数として当該各号に掲げる数を合計した数以上の数とする。</p> <p>(1) 次号及び第3号に掲げる業務以外の業務 ア及びイに掲げる数を合計した数</p> <p>ア [略]</p> <p>イ 福祉総合相談センター又は各児童相談所につき、(ア)に掲げる件数から(イ)に掲げる件数を控除して得た件数（その件数が零を下回るときは、零とする。）を40で除して得た数（その数に1に満たない端数があるときは、これを1に切り上げる。）を合計した数</p> <p>(ア) [略]</p> <p>(イ) 当該年度の前々年度において政令第3条第1項第1号ロ(2)の<u>内閣府令</u>で定める数に当該福祉総合相談センター又は児童相談所の管轄区域における人口を乗じて得た件数</p> <p>(2)・(3) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>(書類の経由)</p> <p>第28条 児童福祉施設の設置者又はその施設の長が、法令により、知事又は<u>内閣総理大臣</u>に提出する書類は、特別の定めがある場合を除くほか、当該児童福祉施設が、町村に所在する場合にあっては<u>町村長及び</u>所管する局長を、市に所在する場合にあっては<u>市長</u>をそれぞれ<u>経由して知事に提出するもの</u>とする。</p> <p><u>2 前項の場合において、内閣総理大臣に提出する書類が提出されたときは、知事は、これを受理し、内閣総理大臣に提出しなければならない。</u></p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。